

山武市地域福祉活動推進助成金の手引き

令和8年4月

1. 山武市地域福祉活動推進助成金の趣旨

山武市福祉基金の運用益等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉活動に必要な費用の一部を助成することにより、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

2. 助成対象

【対象となる事業】

山武市民を広く対象とした地域福祉活動に対して助成します。

《主な対象事業》

- ・地域における助け合い、支えあい活動
- ・地域福祉推進に関する講演会・研修会
- ・高齢者・障害者・乳幼児サロン等、地域における仲間づくり、生きがいづくりに寄与する事業
- ・その他、地域福祉の推進に資する事業

●次の事業は助成対象外です。

- ・営利を目的とした事業
- ・現金または物品の配布のみを行う事業
- ・山武市から補助金等の交付を受けている事業
- ・特定の個人のみが利益を受ける事業
- ・福祉活動のないイベントやお祭りなどの事業
- ・その他、地域福祉の推進に資すると認められない事業

●次の事業は助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の算定にあたって条件があります。

- ・参加費等を徴収する事業は、会場使用料、資料代及び食費代等の実費負担分のみを徴収すること。
- ・イベント等で不特定多数への参加賞や記念品代。（参加費を徴収する場合は除く）
- ・繰越金（予備費・準備金等を含む）を有する団体の場合は、申請年度における団体全体の予算に対して繰越金額が2分の1以下であること。

【対象となる団体】

- ① 主たる活動の場が山武市内にあること。
- ② 5人以上で構成され、団体の規約等が定められていること。

3. 助成の額

★令和元年度から助成対象経費の算定方法が変更されました。

①助成対象経費の10分の10の額

なお、上限額を定めている費目はその上限額と比べていずれか低い金額。

詳しくは「4. 助成対象経費」を参照。

②1事業につき、上限額を15万円とします。

4. 助成対象経費

費目	具 体 例
施設利用料	○事業に使用する公民館等の会場や、機材の利用に要する費用。 ただし、助成額は公民館等の公共施設利用料金に準じた額を基準とします。
報償費	○講師謝礼や技術指導料等。 <u>ただし、5万円を上限とし、公職者や申請団体自らの会員への報酬は助成対象外です。</u>
印刷費	○事業の案内やチラシ、事業に必要な資料等の印刷費用（コピー代） ただし、会の運営に係る総会資料等は助成対象外です。
通信運搬経費	○切手、ハガキ代等。ただし、会の運営に係るものは対象外です。
物品購入費	○事業で使用する文房具、プリンターインク、用紙等の消耗品等や、食材等の賄材料等にかかる購入費用。 <u>ただし、物品1つあたりの上限額を1万円とします。</u>
食糧費	○高齢者・障害者・乳幼児サロン等、地域福祉を推進する地域住民相互のふれあい・交流に関する活動に必要な食糧費。 <u>ただし、会員・主催者分は除き、助成額に上限があります。</u> <u>会議時打ち合わせや反省会等のお茶代等は、助成対象外です。</u>
保険料	○ボランティア活動保険、行事保険の費用。
その他	○上記以外で、事業実施のために特に必要があると認められる費用。 ※助成対象外 ・ <u>スタッフ等やボランティアの謝金及び交通費</u> ・ <u>イベント等での不特定多数への参加賞や記念品代</u> <u>（参加費を徴収する場合は除く）</u>

●経費について、上記の費目別に分けて、必ず有効な領収書（明細含む）を取得してください。後日提出が必要になります。

【食糧費について】

- 1人当たりの助成額は、上限500円（茶菓代150円含む）です。
茶菓代のみの場合は、150円
- 参加費を徴収した場合、食事代から参加費を引いて計算します。

参加費有無	助 成 金 額
なし	<p>一人当たり 500円（上限）</p> <p>例①）一般参加者 10名、お弁当 600円 上限500円×10名=5,000円 助成額：5,000円</p> <p>例②）一般参加者 10名、会員 5名、お弁当 600円 上限 500円×10名=5,000円 助成額：5,000円 ※会員5名分は助成対象外です。</p>
あり	<p>一人当たり 500円（上限）</p> <p>例③）一般参加者 10名、お弁当 600円 参加費 300円の場合</p> <p>ア) 上限 500円 イ) 600円－参加費 300円=300円</p> <p>アとイを比べてイの方が安いので、1人当たり 300円 300円×10名=3,000円 助成額：3,000円</p>

5. 申請方法

下記申請書類を社会福祉協議会または社会福祉課窓口に直接提出してください。

【申請に必要な書類】

- ① 山武市地域福祉活動推進助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書
- ③ 事業収支予算書
- ④ 団体の会則や定款等
- ⑤ 団体会員の名簿
- ⑥ 事業に係る資料（パンフレット・チラシ等）

※その他、必要書類の提出を求める場合があります。

6. 申請期間

令和8年5月1日（金）～29日（金）

※期間終了後の受付はできません。

7. 審査及び結果

申請のあった事業は「山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」の審査を受け、助成の可否及び助成金額を決定し、「山武市地域福祉活動助成金交付可否決定通知書（様式第2号）」により代表者に通知します。

審査会は令和8年6月中に実施し、事業内容の説明をおこなっていただきます。会員の中から1名以上必ずご参加ください。

8. 申請事業に変更や中止があった場合について

助成決定後、やむを得ない理由により助成金事業を実施できなくなった場合、または事業内容の大幅な変更を行う場合には「山武市地域福祉活動推進事変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）」により届け出てください。

9. 事業の実績報告について

助成事業が終了したときは、事業完了後30日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、下記の実績報告書類をご提出ください。

【実績報告に必要な書類】

- ① 山武市地域福祉活動推進事業実績報告書（様式第4号）
- ② 事業報告書
- ③ 事業収支決算書
- ④ 助成事業にかかった経費の領収書またはレシート コピー不可
※団体名や購入した物品の明細、支払年月日等の内容が記載されたもの
※保険料の領収書は保険の積算資料も添付すること
- ⑤ 活動に参加した一般参加者の名簿

⑥ その他参考となる資料（パンフレット・チラシ等）

上記書類を審査のうえ助成金を確定し、「山武市地域福祉活動推進助成金交付確定通知書（様式第5号）」により確定額を通知します。

10. 助成金の請求について

助成金を請求するときは、「山武市地域福祉活動推進助成金概算払請求書（様式第7号）」用いて行います。

なお、事業実施後の実績報告書の審査で、交付額よりも確定額が減額になった場合は、差額を返金していただくことになります。

11. 注意事項

- ① 提出された申請書、実績報告書及びその他添付書類は返却できません。
- ② 審査に必要な場合、さらに詳細な書類の提出や調査をさせていただく場合があります。
- ③ 交付決定した事業の申請内容に偽りや不正があった場合や本助成金を交付決定事業以外に使用した場合は、助成金の返還請求または減額をさせていただくことがあります。
- ④ 助成金の交付額は「千円未満切り捨て」とします。
- ⑤ 食事の提供を伴う事業については、食中毒等の発生に注意し、衛生管理を徹底してください。また、必要に応じて山武保健所（0475-54-0611）に確認をお願いします。